

入札公告

令和7年2月17日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理 事 長 竹 内 功

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度 被 服
(*安佐 女子用事務服 オーバーブラウス 外52件*)
- (2) 品名及び予定数量 配布資料による。
- (3) 規格等 配布資料による。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 納入場所 配布資料による。
- (6) 入札方法 入札後資格確認型一般競争入札（開札後に入札参加資格の有無を確認）
ア 入札金額は、単価（整数）を記載すること。
イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の「物品の売買、修繕及び製造の請負」において「06-01 衣料品」に登録している者であること。
- (3) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 本市の区域内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (5) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 開札日時・入札書の提出方法

(1) 入札書の提出方法等

ア 提出方法

入札書を持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 提出期限

令和7年3月10日（月）午後5時まで

ウ 提出場所

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

電話 082-569-7836（直通）

(2) 入札回数

入札回数は、1回限りとする。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月11日（火）午前8時30分

イ 場所 広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課

(4) 配布資料の交付場所・仕様書の問い合わせ先

前記(1)ウに同じ

4 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出方法

開札後、最低入札価格提示者は書類を提出（持参に限る。）すること。

(2) 提出期限

令和7年3月11日（火）午後5時まで。

(3) 提出場所

前記3(3)イに同じ。

(4) 提出部数 1部とする。

5 その他

(1) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第6条に掲げる入札書は無効とする。

(2) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると病院機構が判断した入札者であって、契約規程第7条及び第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲外の最低価格者とは品目ごと

に1度だけ価格交渉できるものとする。その際、予定価格の制限の範囲内の価格となった場合は、1回目の入札と同等に取り扱うものとする

(3) 契約金額

落札者の入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日に支払予定総額（契約単価に予定数量を乗じた額の総額。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) 契約書の作成

ア 落札者は、病院機構と契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として支払予定総額の100分の5に相当する額を病院機構に支払わなければならない。

ウ 契約書は2通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書の様式は交付する。

オ 本契約は、病院機構が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

(6) 特約事項

必要な特約事項については、病院機構の契約書等に明示するが、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わない。